

条例の ポイント

1

市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者、寝屋川市が役割と責務を果たしながら、連携・協働で進めることを定めました。

2

商業、工業、農業の各分野が相互に連携・協働するとともに、事業者が分野や利害を超えて、相互に連携・協働することを定めました。

3

すべての分野において、新たに市内で活動する事業者は産業経済団体への加入の努力義務を定めました。また、産業経済団体には加入促進を行う努力義務を定めました。

役割と責務

事業者の役割・責務

- 自らの事業の安定、強化及び経営の改革
- 人材・後継者の育成、地域からの雇用の促進
- 従業員の福利厚生の充実
- 地域社会の一員としての、まちづくりへの関与や地域の発展への寄与、地域貢献
- 分野や利害を超えた、相互の連携・協働
- 産業経済団体への積極的な加入

商業者の役割・責務

- 商品・サービスの品質等の充実
- 良好な商業環境の形成
- 商業振興団体への加入（市内で活動する商業者）



工業者の役割・責務

- 専門的な技術等の次世代への継承
- 技術力の向上と競争力の強化
- 技術・製品等に関する情報発信
- 環境への配慮と地域社会との共存共栄
- 工業振興団体への加入（市内で活動する工業者）



農業者の役割・責務

- 安全安心な農作物の安定供給及び情報提供
- 農空間の持続的な保全・活用
- 都市農業の発展
- 農業に関する市民の理解づくり
- 農業振興団体への加入（市内で活動する農業者）



加入

加入
促進

産業経済団体の役割・責務

- 事業者の自助努力と創意工夫への支援
- 組織強化と加入促進
- まちづくりへの関与、地域貢献等
- 市の産業振興・まちづくり施策への協力
- 産業経済団体相互の連携・協働

市民生活の向上



教育・研究機関の役割・責務

- 事業者、産業経済団体、市との連携・協働による産業の担い手の育成、産業振興に資する事業の推進
- 人材、研究成果、事業等の積極的な情報発信
- 人材、研究成果等を活用した積極的な地域貢献

産業経済団体とは？

- 商工会議所、農業協同組合、商業振興団体（商業者が商業の振興を目的として組織する団体）、工業振興団体（工業者が工業の振興を目的として組織する団体）、農業振興団体（農業者が農業の振興を目的として組織する団体）のことです。

寝屋川市の役割・責務

- 産業振興に関する施策等を総合的かつ計画的に推進
- 国及び他の地方公共団体との連携
- 市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者との連携・協働

市民の役割・責務

- 地域産業の振興が市民生活の向上やまちのにぎわいの創出に寄与していることについての理解・協力
- 事業者や産業経済団体によるまちづくりや地域貢献等への理解と、その活動への参加・協力
- 経済産業団体や市の産業振興の事業・施策への参加・協力

消費者の役割・責務

- 事業者が提供する商品やサービス等の利用
- 消費生活に関して必要な知識の習得、情報の収集
- 消費者が組織する団体による、情報収集や消費者への啓発・教育、地域貢献等

